

○広島大学理学部生海外派遣支援制度に関する申合せ

平成30年12月3日

理学部長決裁

改正 令和元年11月2日 一部改正

広島大学理学部生海外派遣支援制度に関する申合せ

第1 目的

広島大学理学部（以下「理学部」という。）に在学する学部生に対し、海外留学の支援を行うことにより、先端研究に早い段階に関わり、理学研究者への道を進む人材を育成することを目的とする。

第2 名称

学部生に対する本支援制度の名称は、広島大学理学部生海外留学支援制度（以下「支援制度」という。）とする。

第3 支援方法

理学部・理学研究科後援会経費から、旅費及び滞在費として30万円を上限として支給する。

第4 対象者

以下のすべてに該当する者を対象とする。なお、応募に当たり海外渡航・在留経験及び過去に本学が実施した海外派遣留学プログラムへの参加経験は問わない。

- (1) 理学部・理学研究科後援会に入会しており、応募時に理学部に在籍している学部生（休学中の者は除く）で、留学終了時まで本学に在籍できる者
- (2) 本学における学業成績が優秀で、人物ともに優れている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、海外の協定校等への留学を通じて、本学での学修と同等又は同等以上の教育効果が期待できる者（派遣先大学での専攻分野は問わない）
- (4) 留学終了後、再び本学に戻り、学業を継続する者
- (5) 派遣先大学所在国への入国に当たり、「留学」に必要な査証の取得が確実な者

第5 派遣先大学等

原則、広島大学と大学間国際交流協定又は理学研究科と部局間国際交流協定を締結

している大学等で、学生の受入について事前に承諾を得られている大学等とする。

第6 派遣可能人数

予算額に応じて募集人数を決定し、相手先大学等との国際交流協定附属書により、定められている人数以内とする。

第7 派遣期間

原則として学部4年生の第2～3タームとする。

第8 出願方法

申請希望者は、学部3年次修了月である3月末までに、理学研究科支援室（研究・国際支援担当）に以下の申請書類を提出するものとする。

- (1) 海外留学支援制度申請書（所定の様式）
- (2) 留学計画書・指導教員の所見（所定の様式）
- (3) 広島大学の学業成績証明書（応募時における最新のもの。ただし、通年評価等により成績が出ない場合、前年度の在籍課程のもの。）
- (4) 語学能力を確認できる書類
- (5) 派遣先大学から事前に内諾を得ていることを証明する書類

第9 選考方法

運営会議において、申請書類（留学計画書、学業成績、語学能力（TOEIC：670点相当を基準とする））及び運営会議で任命した選考委員による面接の結果に基づき、希望留学先及び期間を考慮の上、派遣候補者の選考及び派遣先大学を決定する。

選考終了後、本学から協定校等へ派遣候補者の推薦を行う。派遣の可否については協定校等が最終決定を行う。

第10 報告書及び報告会

派遣学生は、留学終了後1月以内に「留学成果報告書」を作成の上、協定校等から発行される学修成果に関する証明書（学業成績証明書又は修了証）と併せて理学研究科支援室へ提出することとする。

また、理学部・理学研究科で開催される海外派遣学生報告会等での発表、協定校等からの留学生及び海外留学を希望する学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力することとする。

第11 その他

- (1) 派遣先大学で取得した単位は、本学の履修単位として換算することが可能とする。しかし、必ずしも全ての単位を互換できるわけではない。
- (2) 派遣の可否については、最終決定は協定校等の決定によるため、本学から協定校等の推薦後、派遣不可となる可能性がある。また、推薦後に応募資格を満たさなくなった場合、推薦を取り消す場合がある。
- (3) 旅券の取得、査証申請や航空券手配等、渡航に係る必要手続きについては、対象者本人の責任で計画的に行うこととする。